特集 **今だから、憲法について話そう**

4面 ドイツ・スイスへ被災者支援感謝の旅
5面 熊本YWCA・呉YWCA 春休み保養プログラム
6面 怒れる大女子会！ もういい加減にして「オッサン経済」！

The Young Women's Christian Association

YWCA

6
JUNE 2015
No.726

日本YWCAの使命（ミッション）
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

第31総会期主題
平和を実現する人々は幸いである―マタイによる福音書5章9節

日本YWCAビジョン2015
（1）・非核・非暴力により平和を実現する
・平和憲法をまもり、世界に広める
・原発のない社会をつくる
・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
（2）女性と子どもの権利をまもる
（3）若い女性のリーダーシップを養成する

www.ywca.or.jp

特集 今だから、憲法について話そう①

日本国憲法を知ろう！
みんな違って、みんないい

改憲が声高に叫ばれています。
今号では、東京YWCA国領センターで行われた「憲法カフェ」でもお話しくださった弁護士の武井由起子さんに、私たちにとって日本国憲法が持つ意味、中でも「個人の尊重」を定めた13条について寄稿していただきました。
「憲法って誰のもの？」「私はこう思うけれど、あなたは？」私たちはどんな社会を望むのでしょう。
家族と、友人と、地域の人と、職場の人と…。今まで憲法のことを話したことのない人たちと、対話を始めませんか？

武井由起子
Yukiko Takei

profile
弁護士（横浜弁護士会所属）。中央大学法学部卒業。伊藤忠商事株式会社を経て一橋大学大学院法務研究科修了。2010年弁護士登録。日本弁護士連合会憲法問題対策委員会幹事、明日の自由を守る若手弁護士の会会員。一女の母。共著書に、『これでわかった！超訳 特定秘密保護法』（明日の自由を守る若手弁護士の会、岩波書店）。

明日の自由を守る若手弁護士の会ウェブサイト
http://www.asuno-jiyuu.com/

日本国憲法とは？

私が所属している「明日の自由を守る若手弁護士の会」（あすわか）は、自由民主党の憲法改正案に危機感を持った弁護士が集まったもので、「憲法カフェ」などを通じて、市民の方々にわかりやすく憲法を紹介する活動をしています。

日本国憲法と聞くと、何を思い浮かべますか。「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」、この三大原則は学校で習ったという方が多いのではないでしょうか。しかし、日本国憲法を一言で説明すると？三つの原則の関係は？この問いに答えられる方は少ないのではないでしょうか。

そもそも憲法とは？

私たちの憲法は、「立憲主義」という考え方に基づいてできています。これは、権力者が戦争したり税金を取っ

日本国憲法第13条
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

エンパワーするNGO
YWCA

2014年度 寄付報告
（2014年4月1日～2015年3月31日）

活動へのご賛同、ありがとうございます。

●ピースメーカーズ募金（平和を作り出す女性のリーダーシップ養成。日本YWCA指導者養成寄付金含む）	7,263,543円
●災害時支援募金（国内外の災害被災者支援。パレスチナ支援、エボラ出血熱支援含む）	563,869円
●東日本大震災被災者支援募金（ピーチリボンキャンペーンを含む）	16,187,506円
●オリーブの木キャンペーン募金	1,239,651円
●賛助費	1,944,000円
●世界YWCA総会派遣募金	1,624,507円

2015年もよろしくお願いいたします

＊当法人へのご寄付は、「特定寄付金」として税額控除の対象となります。
＊メールまたは振替用紙通信欄で次の情報をお知らせください。領収書を発行します。
①振込日、②金額、③お名前、④ご住所、⑤寄付項目、⑥オリーブの木キャンペーン募金の場合はお名前のアルファベット
＊ご希望の寄付項目を必ずご指定ください。
＊年間3,000円以上のご寄付で、次年度の機関紙（年6回）をお送りいたします。

銀行への振込
振込先 三井住友銀行 飯田橋支店 普通預金 口座番号 1198743
（口座名義）公益財団法人 日本 YWCA
コウエキザイダンホウジン　ニホンワイダブリユーシーエー

ゆうちょ銀行への振込
郵便振替 00170-7-23723（加入者名）公益財団法人日本 YWCA
ゆうちょダイレクト（ゆうちょ銀行間の振込） 001707-023723（加入者名）公益財団法人日本 YWCA
他行からの振込 ゆうちょ銀行　支店名 019（ゼロイチキュウ）当座預金 023723
（口座名義）公益財団法人日本 YWCA

インターネット募金 クレジットカードによるご寄付です。
下記 URL からアクセスしてください。
http://kessai.canpan.info/org/ywcaofjapan/

YWCAの本棚

絵本詩集『金色の翼』

なかにし礼／著
宇野亞喜良／イラスト
ローラン・ミヨ／英訳詩
響文社　2014年
1,200円＋税

最初の詩「2014年7月1日火曜日／集団的自衛権が閣議決定された／この日　日本の誇るべき／たった一つの宝物／平和憲法は粉砕された」で始まる『平和の申し子たちへ！　泣きながら抵抗を始めよう』は〝現在〟への警鐘。集団的自衛権行使容認の閣議決定を受けて書き下ろし、毎日新聞夕刊に掲載された。この詩は、戦争の恐怖を今こそ若者に伝えなければならない、という切迫感に満ちている。戦争のできる国になることが「普通」じゃない。自分と周りの人々と地域を大切にして暮らしたい、という君たちのほうがよっぽど正しい。選ぶのは君たちだ、とストレートに語りかける。

二編目の『少年』は〝過去〟への追憶。冷たくなった背中の妹の重みを両肩に感じながら、じっと一点を見据える長崎の少年。私たちは想像を絶する破壊と殺りくの中で、二度とこの過ちを繰り返さない、と固く誓ったはずではなかったのか。

最後の詩『金色の翼』は〝未来〟への伝言。バラ色の天使のイラストとコットンキャンディのような言葉の行間に「未来を担う子どもたちが自由と平和を享受できるよう、行動を起こすのは私たち大人の責任だ」というメッセージが潜んでいる。想像力の翼を広げよう。イラストの少年の視線の先にあるものは何か。耳を澄まそう。作者自身による朗読CDを聞けば、詩とはまさに声に出して読むためにあるのだ、と実感できる。五感で味わおう。そして、あなたの大切な人のためにこの詩集を読もう。

札幌YWCA会員　吉田亜希

ご協力ありがとうございます

賛助費
内山伸子　郡　恭子　小林喜美子
渡辺文子　日本基督教団新潟教会
生田教会カナの会
ピースメーカーズ募金（平和を創り出す女性のリーダーシップ養成）
村﨑恭子　江藤直純　江藤伸子
李　明生　林　栄　石井摩耶子
福岡女学院中学校高等学校宗教部
東洋英和女学院中高部宗教委員会
横浜共立学園中学校・高等学校
横浜聖アンデレ教会婦人会
日本福音ルーテル三鷹教会
浦和YWCA　匿名
災害時支援募金（国内外の災害被災者支援）
茨城キリスト教学園キリスト教センター
松山YWCA　神戸YWCA
オリーブの木キャンペーン募金
服部治見　難波郁江　内山伸子
村﨑恭子　森　宣子　川上　哲
巌利江利子　皆川珂奈江
関　正典　関　希世子
浦和YWCA　札幌YWCA
東日本大震災被災者支援募金
難波郁江　本山陽子　坂内義子
郡　恭子　榎本みつ枝
福岡女学院中学校高等学校宗教部
横浜共立学園中学校・高等学校
女子学院同窓会
0422キリスト教合同プログラム
実行委員　目白ヶ丘教会
日本キリスト教団聖ヶ丘教会
日本キリスト教団下谷教会
日本キリスト教団白鷺教会
日本基督教団鎌ヶ谷教会
日本基督教団仙台北教会
捜真バプテスト教会
一般財団法人平塚YWCA
浦和YWCA　釧路YWCA
湘南YWCA　匿名
世界YWCA総会派遣募金
難波郁江　浦和YWCA
東京YWCA武蔵野センター
公益財団法人横浜YWCA
釧路YWCA　福島YWCA
日本YWCA指導者養成寄付金
浦和YWCA
（2015年2月21日～2015年4月20日現在 敬称略）

発行所 公益財団法人日本YWCA　〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11　東京YWCA会館302号室
Tel. 03・3292・6121　Fax.03・3292・6122　office-japan@ywca.or.jp　www.ywca.or.jp
編集発行人 石井摩耶子／偶数月1日発行
旬な情報発信しています　メルマガ登録 y-net@ywca.or.jp にお名前を送ってください ／ フェイスブック www.facebook.com/YWCAJapan
メールにてご意見・ご感想をお寄せください。今後の紙面づくりの参考にさせていただきます。 office-japan@ywca.or.jp

無断での複写・転用・転載はご遠慮ください。

たりして人々を困らせた反省から、権力を縛ることで私たちの自由や権利を守るというものです。権力が腐敗することは、今も昔と変わりがありません。民主主義国家にこのような考え方に基づく憲法があるのは、そのためです。

日本国憲法で一番大事なことは？

「立憲主義」に基づく日本の憲法が一番大事にしていることを定めた条文は、平和主義を定めた9条よりも、むしろ13条です。13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めています。13条が保障しているのは、「個人の尊重」あるいは「個人の尊厳」。つまり「一人ひとりが自分らしく人間らしく生きること」。もっとわかりやすく言えば「みんな違って、みんないい」ということです。

武井さんをお迎えして「憲法カフェ」
@東京YWCA国領センター

一人ひとりの「生命」・「自由」はかけがえのないものですが、それを守るための方法は、例えば津波のときには高台に避難するといったように、同じであることもあります。しかし、「幸福追求」はどうでしょうか。こういう人生がいい、こういう仕事をしたい、こんな趣味の時間を持ちたい…。一人ひとりの思う幸福はそれぞれ違います。日本の憲法は、それぞれの幸せが「みんな違って、みんないい」という社会をつくるためにあるのです。

三大原則とは何か？

ここで、いわゆる三大原則と個人の尊厳の関係を説明します。

まず「国民主権」ですが、もし国民自身が主権を持っていなかったら、私たちは「自分らしく生きること」ができるでしょうか。

次に、もし「基本的人権の尊重」が保障されなかったら、どうでしょうか。例えば、信仰の自由が認められないならば、信仰を持っている人は「自分らしく」生きていけるでしょうか。

最後に「平和主義」です。戦争中、「自分らしく人間らしく」生きていきたいと言うことなどできるでしょうか。戦争になったら、幸福追求はおろか、生命すら尊重されません。戦争は最大の人権侵害、個人の尊厳の大ピンチなのです。そこで、日本はもう戦争はしないと憲法に定めることで、そのようなことが起こらないようにしています。

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三大原則は、個人の尊厳を支える柱のようなものなのです。

日本の憲法はどうあるべきか？

最近、憲法を「改正」しようという動きが高まっています。その理由として、安全保障環境が変化しているから、震災からの復興が思うようにいかないからといったことが挙げられています。

自民党改憲草案（2012年）では、9条は、個別的自衛権に加えて集団的自衛権も行使できるとされており、13条も、「個人として尊重される」が「人として尊重される」となっています。「個人」が「人」に変えられると、個人がその人らしく人間らしく生きることが保障されず、「人」として生命の維持がされることだけでいいことになるかもしれません。

この方向で、安全保障や震災からの復興といった課題を真に解決できるのでしょうか。解決策はむしろ、今の憲法にあると私は思います。それを知りたい方は、「明日の自由を守る若手弁護士の会」のホームページやFacebookをチェックしてください。「憲法カフェ」などでもお待ちしています。

1：金子みすずの詩「私と小鳥と鈴と」の一節。原文は「みんなちがって、みんないい。」

種

人よ、何が善であるかはあなたに告げ知らされている。ヤハウェは何をあなたに求めておられるのか。公義を行い、慈しみを愛し、心してあなたの神と共に歩むことである。

（ミカ書6章8節）

（旧約聖書翻訳編集委員会訳・岩波書店出版）

座右の銘を問われると、このミカ書の言葉をあげます。善とは、神が私たちに求められていること、つまり正しいと信じることを行動に移し、他者には優しさと愛を持って接し、神と共に一生を送ること。言うのは簡単ですが、実際に生き抜くことは難しい言葉です。

しかし、この言葉を生きた人に出会いました。初めて親元を離れてアメリカ合衆国オハイオ州の小さな町のキリスト教系の大学で勉強していた時のことです。アメリカ史の教授は、義務教育で習ってきたこととは違う視点から史実を見るよう、学生たちに促していました。特に、女性やアフリカ系アメリカ人など、これまで焦点の当たらなかった人々の声に耳を傾けるように教えられました。外国人である私の観点も評価され、アングロサクソン系の学生が多数を占める中で、さまざまな意見を聴くことの大切さを強調していました。

自分と異なる意見は耳が痛いものですが、聴くことを通して対話が生まれます。「公義を行う」ことは、そこから始まるのだと思います。

安川　美歩

シカゴ・ルーテル神学校卒　熊本YWCA会員

特集
今だから、憲法について話そう②

個人として尊重されて生きるために

日本国憲法第24条（家族、婚姻等に関する基本原則）

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

日本国憲法第24条第2項には、婚姻及び家族に関する事項についての法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと記されています。結婚・家族についても、改めて日本国憲法の原則である「基本的人権の尊重」を確認しているわけです。

ところが、自民党の改正草案第24条では、第1項に「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」が付け加えられています。

結婚するか、家族を持つか、何が自然な生き方かは人によって違います。憲法でこれが自然と決められたら窮屈でしかたありません。

家庭内暴力、児童虐待、育児放棄、高齢者虐待…。これらの深刻な家族の問題は、家族は助け合わなければならないと規定すれば解決するのでしょうか。DVの夫から逃げざるを得ない妻に、児童虐待の親子に、こんな規定をあてはめたなら、どんな未来が待っているでしょうか？夫婦、家族の関係がうまくいかなかった場合にも、また、妻、夫、子ども、あるいは高齢の親ほか、どのような立場にある人も、個人として尊厳をもって生きていける社会が、憲法の目指すところであるはずです。

また、改正草案第2項には「扶養」という言葉が加えられています。社会福祉の貧しさの問題を、家族の自助努力で解決させようという自民党の意図が見えます。

憲法は、人がどのような環境に生まれても個人として尊重されることを、人と違っても個人が幸せと思う生き方を追求することを、保障するものであってほしいと思います。

神戸YWCA会員　川辺比呂子

●自民党憲法改正草案では…

「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」

「婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

「家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

2015年3月

YWCA被災者支援事業への継続的サポートに感謝と報告の旅

原発に代わるエネルギーを求めてドイツ・スイスの市民とつながる

2015年3月上旬、ドイツ南西部およびスイスのバーゼルを訪問しました。フランクフルト近郊で開かれた「原子力から再生可能エネルギーへの転換を求める国際会議」への出席と、南西ドイツ宣教会（EMS[1]）の関係団体を訪問し、寄付のお礼を申し上げるためです。日本YWCAは、東日本大震災被災者支援のために、震災直後から累計で700万円以上の寄付を、EMSをはじめとするドイツやスイスの教会からいただいてきました。

東日本大震災後、ドイツが国内のすべての原子力発電所（以下、原発）の稼働を2022年までに停止することを決定したことはよく知られていますが、この決定に至った背景には、チェルノブイリの事故以来、市民が主体的に活動してきた歴史があります。

国際会議には、ドイツ・日本・韓国などからの参加者が集まりました。目先の豊かさではなく、命を大切にする本当の豊かさを地球規模で求めなければならないということを話し合い、未来に向けた連帯についても確認しました。

ドイツで参加した反核デモ

ドイツでは、稼働している原発停止を求めるデモにも参加しました。屋台やステージがあり、家族連れもたくさんいて、休日のイベント会場のようでした。参加者それぞれが楽しく自然体で参加していたのが印象的でした。

滞在中は毎日のように教会関係団体やイベントに招かれ、日本の原発や福島の現状について話をしました。ドイツやスイスでは福島の情報はほとんど得られないそうで、私の話を非常に興味を持って聴いてくださいました。特に、福島の街中に除染土が放置され、低線量被曝のおそれがあるにも関わらず、子どもたちがその横を通って毎日登校している様子は、聴衆に大きなショックを与えたようです。

反核デモに集まった市民

ドイツYWCAの皆さんと

ドイツでもスイスでも、チェルノブイリの経験から、保養の必要性がよく理解されており、日本YWCAが行っている被災者のための保養プログラム[2]やセカンドハウス事業[3]に大きな関心が寄せられました。日本YWCAは、20年間被災者支援を続けていくことを決めていますが、特に子どもたちへの長期的な支援が必要です。福島の子どもたちの保養のためのホームステイの受け入れを申し出てくださったドイツの方もいました。こうした支援者の方々の気持ちを受け止めて、今後の被災者支援活動を充実させていきたいと思います。

最後の日、ドイツ南西部の各地区の教会代表者が集まる会議で報告し、福島の現状はいまだに厳しく、長期的に被災者支援を続けなければならないことを話しました。この会議では、今後も日本の被災者への支援を続けることが満場一致で決議されました。

東日本大震災から4年が過ぎ、寄付や助成金が減りつつあります。日本国内の皆さまからのご協力も、引き続きよろしくお願いいたします。

日本YWCA東日本大震災被災者支援担当職員　加藤眞佐美

1: Evangelical Mission in Solidarity
2: 被災地の子どもや親子が被災地を離れ、楽しい時間の中で心と体をリフレッシュする保養キャンプ。日本各地の地域YWCAが実施している。
3: 放射線量の高い地域で暮らす親子が被災地を離れて一定期間滞在できるよう、住居(セカンドハウス)を提供。利用者への交通費補助も行っている。

2015 春休み

YWCA 保養プログラム

呉 YWCA

オレンジアイランドで過ごす春休み

子どもたちが見せてくれた未来

3月27日～30日、福島と地元の子どもたちは、瀬戸内特産の甘夏みかんの収穫を体験するなど、呉の豊かな自然の中で元気いっぱいに過ごしました。

築50年の古びた我が家には、福島の子ども4人とお母さん1人を含む総勢8人が3泊しました。

子どもたちが家の中でかくれんぼをするのを見るのは、我が子が幼かった頃以来、初めてのことです。近くの島の子どもや若い大人も加わって、何度かくれんぼをしたことでしょう。「あーっはっはー」と大騒ぎでした。どったんばったんの次は、しーんとした静けさのくり返しです。

ふと見ると、すぐそばで中学生が毛布に小柄な体を包み、椅子の下に隠れていました。「足先が出ているよ」と引っ込めても、やっぱり出ています。窮屈なのでしょう。そっと毛布をずらして隠してやりました。

1人途中で帰らなくてはならなくなった広島の子が、帰りたくないと、号泣していました。子どもたちは、やっぱり昔とそんなに変わらないなあ、と思いました。

いつでも、どこでも、このように子どもたちが子どもらしくいられるような世の中を願っています。そのためのお手伝いが少しできましたが、逆に、子どもたちから笑い声とともに未来を見せてもらいました。

ホストファミリー　呉YWCA賛助員　下末伸正

熊本 YWCA

福島＆熊本キッズ 春のわくわくキャンプ

子どもの笑顔が持つ力

3月末、福島から15人の小学生が4泊5日で熊本にやってきて、熊本の小学生16人と私たちボランティアが迎えました。このキャンプのプログラムは、大学生ボランティアリーダーが中心となって、子どもたちが外でたくさん遊べるよう企画しました。

その中で、私たちは「缶蹴りアイス」を担当しました。材料を入れた缶の周りに氷を詰め、それをサッカーボールのように蹴ってアイスを作るものです。事前に2回挑戦、2回とも失敗でした。缶蹴りアイスを最も楽しみにしていた子どももおり、大きな不安を抱えたまま本番に臨みました。缶の蓋を開ける瞬間が恐くて少し離れたところから見守っていると、子どもたちの歓声が聞こえ、成功に安堵しました。子どもたちの笑顔に囲まれて食べるアイスは、何ものにも代えがたい味でした。

このキャンプを通して、プログラム企画や小学生との関わりなど、大学では学べない貴重な経験ができました。また、子ども達の疲れ知らずのパワフルさと無邪気な笑顔に元気をもらいました。その裏には、物品寄付や募金で支えてくださった地元の皆さんやくまモン他、多くの方のご支援・ご協力がありました。これからも、このような子どもの笑顔につながるような活動を継続したいです。

ボランティア　熊本学園大学社会福祉学部4年
原口祐佳・宮崎晃帆

マガジン9×日本YWCA共催

2015.3.14

怒れる大女子会！もういい加減にして「オッサン経済」！

第2弾

人の痛みに涙できない“オッサン”たちによる政治と経済に怒れる人々がつながる女子会第2弾。東京YWCAを会場に、エコノミストの浜矩子さんと作家の雨宮処凛さんの対談が行われた。格差と貧困が深刻化しているのに、なぜアベノミクスを支持する人々がいるのか。オッサン主導の政治経済を覆すために、怒れる女子たちにできることは何か。

Karin Amamiya

浜矩子
×
雨宮処凛
対談
@東京YWCA

Noriko Hama

雨宮　超富裕層[1]の資産が29兆円増えている[2]ことと対照的に、貧困率は16・1%、子どもの貧困率も16・3%と過去最悪[3]、年収200万円を下回る低所得層は1100万人を超え、同100万円以下は400万人以上[4]。最低賃金額は、最も低い沖縄県等で677円[5]、1日8時間×月22日働いたとしても月収は11万9152円という状況。なぜいまだにアベノミクスに幻想を抱いているのでしょうか。

浜　支持の背後にあるものは、「絶望に基づく期待」です。中小企業、ワーキングプア、貧困世帯は、今言われていることが実現しなければ我々に明日はない、と追い詰められている。支持はこれらの人々の悲鳴のようなものです。

雨宮　見捨てられている人々が多いです。現在は非正規雇用が4割いる世の中ですが、80年代は頑張ったらその分だけ報われる社会だった。90年代初頭からは、頑張っても絶対に報われないという棄民層の人たちが出たきたように思います。

　児童養護施設に入った子に、一番嬉しかったことはと聞いたら、靴下を初めてはいたこと、と言うのです。食事は給食しか食べられないような状況でその子は保護されました。

浜　安倍さんは、「今後全国津々浦々に温かみが伝わってまいります。その前にまずは大企業が元気に」というようなことを言います。全体がよくなるためというのは付け足しであって、唯一最大の関心事は強い者がより強くなることなのです。

　痛んでいる人に気がつかないのは“オッサン”の大きな特性です。オッサンは男性だけではありません。人の足を踏んでも気付かない人間は、性別を問わずオッサンと言えますね。

雨宮　安倍政権が最初に手を付けたのが生活保護の引き下げでした。生活保護法を戦後初めて大きく改悪し、冬季加算（暖房費などの補助）も廃止しました。暖房がないと寒冷地域では凍死してしまいますので、食費を削って暖房費に回すことになります。生活保護の住宅扶助が、一般の所得の低い人の住居費よりも高いという根拠のない理由で、住宅扶助も引き下げられました。生活保護の人の家賃が高いのは、貧困ビジネスが関わっているからです。

浜　近代民主主義における国家は、国民を唯一そして最大の顧客とするサービス事業者ですが、この関係を逆転させようとしているところが、安倍政権の恐ろしいところです。

　オッサン経済の最大の特徴は、もらい泣きができないことです。人は皆多少なりとも独善的なものですが、人の痛みを自分の痛みに感じられる人間は、聞く耳を持たないということはできない。傾ける耳、涙する目、差し伸べる手を持っている。現政権は、閉じた耳、涙無き目、そして奪い取る手を持つオッサン政治そのものです。

雨宮　政治の役割は、強い者を放っておいても、一番声の小さな弱い人のSOSをすくい上げること。「怒れる大女子会」も、そのような小さな声を拾い上げる場にできたらよいと思います。女性にできることは何でしょうか。

浜　女性は強い、それを忘れないことです。世界的に女性に対する差別や圧政があるのは、女性が脅威だからです。その強さをもって、正しい方向に世界を動かしていけるということを念頭に置いておけば、さまざまな知恵が生まれてくると思います。

編集部

1：純金融資産5億円以上　2：2011年から2013年の増加額　3：2012年　4：2013年　5：2014年

photo:©kayo sawaguchi

日本YWCA 2015年度 プログラム

ぜひご参加ください

【問い合わせ・申し込み】 公益財団法人 日本YWCA
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台1-8-11東京YWCA会館302号室
Email: office-japan@ywca.or.jp
Tel:03-3292-6121　Fax:03-3292-6122
各プログラムの詳細は www.ywca.or.jp に随時掲載

ひろしまを考える旅2015

被爆から70年はなんだったのか？
～そして未来に向けて～

全国から、また海外からの参加者とともに、
広島の地で平和について考えましょう！

- 日程　2015年8月11日（火）～13日（木）
  オプションツアー参加の場合14日（金）まで
- 会場　広島市文化交流会館
  〒730-0812　広島市中区加古町3-3
- 内容　被爆証言、広島平和記念資料館見学、フィールドワーク、碑めぐり、ワークショップ、交流会、他
- 協力　一般財団法人 広島YWCA ／
  公益財団法人 電通育英会
- 対象／定員　中学生以上、このプログラムに関心のある方どなたでも。
  80名
- 参加費　中学・高校生
  2泊3日　22,000円 オプション参加　3泊4日　30,000円
  大学生・大学院生
  2泊3日　23,500円 オプション参加　3泊4日　33,500円
  一般
  2泊3日　26,500円 オプション参加　3泊4日　37,000円

＊現地集合・解散（交通費は自己負担）です。
＊参加費には、プログラム費・宿泊費・食費・フィールドワーク交通費・保険料が含まれます。
＊留学生参加費補助制度があります。

日韓ユースカンファレンス2015

日韓のユースが、両国で共通する課題を一緒に考えます。

- 日程　2015年9月4日（金）～7日（月）＊現地集合は3日（木）
- 開催地　韓国・慶州（予定）
- テーマ　「エネルギー節約のためのアクション」（仮）
- 事前学習会　2015年7月11日（土）～12日（日）於：東京
- 対象／定員　18～30歳の方
  18名
- 共催　韓国YWCA・日本YWCA
- 参加費　30,000円

＊参加費には東京での事前学習会宿泊費、開催地での宿泊費・食費などが含まれます。
＊韓国への渡航費は自己負担となります。

南京を考える旅

日中の参加者が平和についてともに語り合う、
「ひろしまを考える旅」の姉妹プログラムです。

- 日程　2016年2月26日（金）～3月1日（月）　4泊5日
- 開催地　中国・南京市（集合：上海または南京／解散：南京）
- 共催／協力　中国YWCA・日本YWCA ／南京YWCA
- 対象／定員　＊18歳以上70歳未満、特に30歳以下の方。
  ＊YWCA会員（新規登録可）、
  またはお近くの地域YWCAの推薦を受けた方
  15名（最少催行人数10名）
- 参加費　学生　18,000円　　一般　33,000円
  ＊現地集合・解散（交通費は自己負担）です。

国際NGO はじめの一歩講座

私らしい国際協力

NGOに関心がある！ 活動したい！ スタッフになりたい！
そんなあなたを応援する講座です。

- 対象／定員　国際NGOの活動に関心のある方、
  将来スタッフを希望する方、何かを始めたい方
  各50名（申し込み順）

❶ 新潟

- 日程　2015年6月27日(土) 13：00～16：30
- 会場　ほんぽーと(新潟市立中央図書館)
  新潟市中央区明石2-1-10　TEL 025-246-7700
- 参加費　500円（資料代・茶菓子代を含みます）
- 内容　「あなたの前に広がる世界～市民による国際協力～」
  佐々木寛さん（日本平和学会会長／新潟国際情報大学国際学部教授）、他

❷ 甲府

- 日程　2015年10月31日(土) 13:00～16:30
- 会場　山梨英和中学校・高等学校グリンバンクチャペル
  甲府市愛宕町112
- 参加費　300円（資料代を含みます）
- 内容　お話：吉野華恵さん（山梨英和中高教諭）、他